

保険者機能強化推進交付金の スキームについて

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにする。

I 地域包括ケアシステムの深化・推進

1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進（介護保険法）

全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化

- ・ 国から提供されたデータを分析の上、介護保険事業（支援）計画を策定。計画に介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載
- ・ 都道府県による市町村に対する支援事業の創設
- ・ 財政的インセンティブの付与の規定の整備

（その他）

- ・ 地域包括支援センターの機能強化（市町村による評価の義務づけ等）
- ・ 居宅サービス事業者の指定等に対する保険者の関与強化（小規模多機能等を普及させる観点からの指定拒否の仕組み等の導入）
- ・ 認知症施策の推進（新オレンジプランの基本的な考え方（普及・啓発等の関連施策の総合的な推進）を制度上明確化）

2 医療・介護の連携の推進等（介護保険法、医療法）

① 「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設

※ 現行の介護療養病床の経過措置期間については、6年間延長することとする。病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用できることとする。

② 医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備

3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等（社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法）

- ・ 市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化
- ・ 高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付ける

（その他）

- ・ 有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化（事業停止命令の創設、前払金の保全措置の義務の対象拡大等）
- ・ 障害者支援施設等を退所して介護保険施設等に入所した場合の保険者の見直し（障害者支援施設等に入所する前の市町村を保険者とする。）

II 介護保険制度の持続可能性の確保

4 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。（介護保険法）

5 介護納付金への総報酬割の導入（介護保険法）

- ・ 各医療保険者が納付する介護納付金（40～64歳の保険料）について、被用者保険間では『総報酬割』（報酬額に比例した負担）とする。

高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するための新たな交付金

別添

平成30年度予算案 200億円

趣旨

- 各保険者において、高齢化の進展状況や介護サービスの状況等は様々であり、保険者機能を強化し、地域の課題を的確に把握した上で、実情に応じた地域包括ケアシステムを構築していくことが重要
- また、保険者の人員やノウハウにも課題や地域差があることや、保険者の枠を超えた調整が必要である場合もあること等から、都道府県による保険者支援が重要
- このため、平成29年度地域包括ケア強化法において、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた保険者の取組や都道府県による保険者支援の取組が全国で実施されるよう、取組を制度化したところであり、この一環として、市町村や都道府県の様々な取組の達成状況を評価できるよう、客観的な指標を設定した上で、市町村や都道府県の高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するための新たな交付金(市町村分、都道府県分)を創設

概要

ポイントは ①結果が公表されること、②財政的インセンティブが付与されること

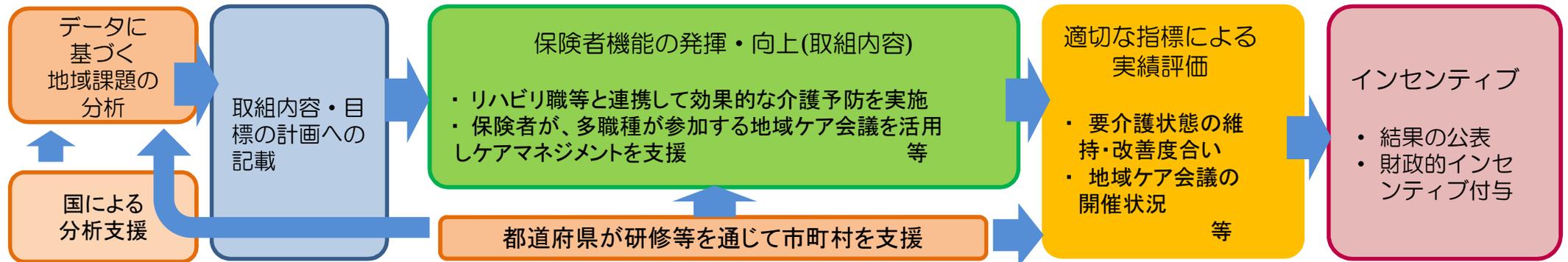
〈市町村分〉

- 1 交付対象 市町村(広域連合、一部事務組合)
- 2 交付内容 自立支援・重度化防止等に向けた保険者の取組を支援

〈都道府県分〉

- 1 交付対象 都道府県
- 2 交付内容 自立支援・重度化防止等に向けた都道府県による市町村支援の取組を支援

＜参考1＞平成29年介護保険法改正による保険者機能の強化



＜参考2＞市町村 評価指標(案) ※主な評価指標

①PDCAサイクルの活用による保険者機能の強化

- ☑地域包括ケア「見える化」システムを活用して他の保険者と比較する等、地域の介護保険事業の特徴を把握しているか 等

②ケアマネジメントの質の向上

- ☑保険者として、ケアマネジメントに関する保険者の基本方針を、ケアマネジャーに対して伝えているか 等

③多職種連携による地域ケア会議の活性化

- ☑地域ケア会議において多職種が連携し、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか
- ☑地域ケア会議における個別事例の検討件数割合はどの程度か 等

④介護予防の推進

- ☑介護予防の場にリハビリ専門職が関与する仕組みを設けているか
- ☑介護予防に資する住民主体の通いの場への65歳以上の方の参加者数はどの程度か 等

⑤介護給付適正化事業の推進

- ☑ケアプラン点検をどの程度実施しているか
- ☑福祉用具や住宅改修の利用に際してリハビリ専門職等が関与する仕組みを設けているか 等

⑥要介護状態の維持・改善の度合い

- ☑要介護認定者の要介護認定の変化率はどの程度か

交付金スキーム(新規)200億円(平成30年度予算案)

【平成30年度予算案】

(介護保険の保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組の推進)

【新規】200億円 (※市町村分と都道府県分の合計。都道府県分は、うち10億円程度を想定)

○ 市町村や都道府県の高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するための新たな交付金を創設する。

- 厚生労働省は、昨年11月の審議会で、自治体の取り組みの優劣をどのような基準で評価するかについての評価指標案を提示。本年2月末に評価指標の事務連絡を発出(次ページ以降参照)。
- **市町村向け評価指標は61項目(2項目増)、都道府県向け評価指標は20項目**。全体的に「プロセス評価」が多く、例えば、事業者への指導や専門職への研修を十分に行っているか、ケアプランの点検をどの程度まで実施できているか、といった視点が盛り込まれている。
- 予算案の閣議決定に至るプロセスでは、新たな交付金の財源が焦点となった。財務省は、介護保険の「調整交付金」もセットで活用すべきと主張。一方、都道府県や市町村は、「調整交付金の本来の機能が失われてしまう」と強く反発。
- 政府は、向こう3年間は、自治体の慎重論を踏まえ調整交付金を使わない判断を下した。結果、本交付金は、当面は調整交付金と別枠で運用される。その運用状況を検証しつつ、2021年度から始まる第8期の計画期間にどう対応していくか、3年後に再度議論される見込み。

交付金額の算定方法・用途等

【交付額の算定方法】

○市町村の算定額

- ・評価点を上げるほど、交付額が上昇(市町村・都道府県)
- ・第1号被保険者数を勘案して交付額を決定(市町村)

$$= \frac{\text{予算総額(190億円程度)} \times \text{当該市町村の評価点数} \times \text{当該市町村の第1号被保険者数}}{\text{(各市町村の評価点数} \times \text{各市町村の第1号被保険者数)の総和}}$$

○都道府県の算定額(交付上限)

$$= \text{予算総額(10億円程度)} \times \frac{\text{当該都道府県の評価点数}}{\text{各都道府県の評価点数の総和}}$$

※所要額が上記算定額を下回る場合は交付額の減額が想定

【交付金の性格・用途】

○市町村 : 地域支援事業、市町村特別給付、保健福祉事業の充実に活用

※ 介護保険特別会計に充当し、補助金適正化法の適用を受ける

○都道府県: 従前の①介護給付適正化推進特別事業 + ②介護予防市町村支援事業 等のほか、
市町村の自立支援・重度化防止に資する事業

事業の例: (1)総括的事項

(2)現状分析、実情把握、地域課題分析、実績評価支援

(3)自立支援・重度化防止等に向けた地域ケア会議、介護予防に関する市町村支援

(4)生活支援体制整備の推進

(5)リハビリ専門職等の活用支援

(6)介護給付費適正化事業の推進支援

(7)その他市町村のニーズに応じた支援

都道府県の場合、所要額が交付上限額を下回る場合、交付額の減額が想定されるので、新規事業等を考える必要がある。

保険者機能強化推進交付金(市町村分)の規模感(粗いイメージ)

- 保険者機能強化推進交付金(市町村分)に充てられる190億円を、保険者ごとの第一号被保険者数で案分すると、以下のとおり。各保険者が保険者機能の強化に取り組めばこれらの額はもっと増えるし、その逆ならばどんどん減らされることになる。

【交付額の算定方法】

各市町村の交付額 = 予算総額 (※) ×

当該市町村の評価点数
 \times 当該市町村の第1号被保険者数
 (各市町村の評価点数
 \times 各市町村の第1号被保険者数) の合計

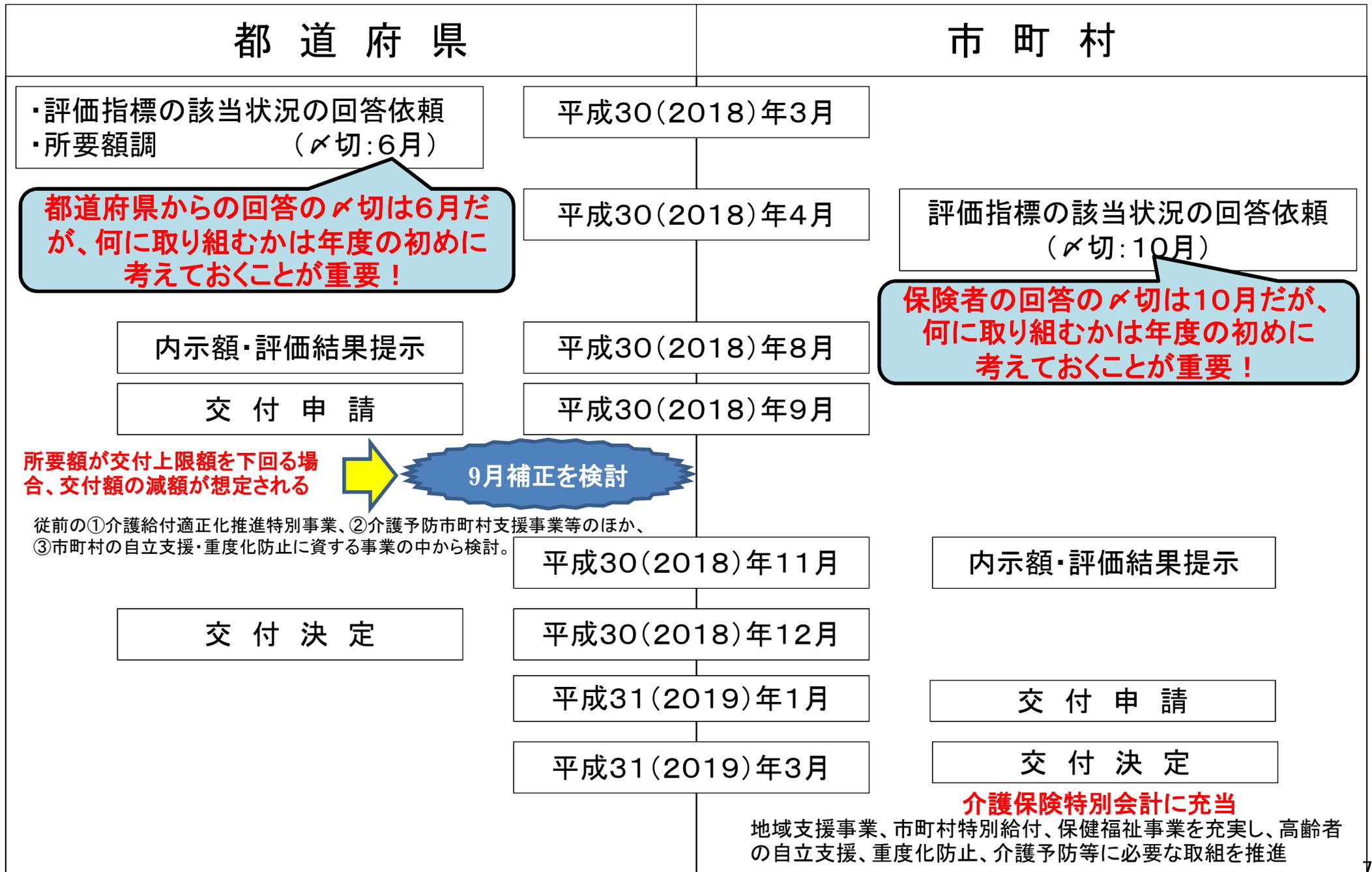
| | 第1号被保険者数(人) (平成29年11月末現在) | 190億円を被保険者数に応じて均等割(円) |
|-------|------------------------------|-----------------------|
| 大阪市 | 683,462 | 373,960,985 |
| 堺市 | 230,982 | 126,383,407 |
| 岸和田市 | 52,485 | 28,717,533 |
| 豊中市 | 103,247 | 56,492,314 |
| 池田市 | 27,501 | 15,047,363 |
| 吹田市 | 87,180 | 47,701,143 |
| 泉大津市 | 18,648 | 10,203,383 |
| 高槻市 | 100,956 | 55,238,777 |
| 貝塚市 | 22,305 | 12,204,336 |
| 枚方市 | 109,445 | 59,883,593 |
| 茨木市 | 66,439 | 36,352,561 |
| 八尾市 | 74,363 | 40,688,232 |
| 泉佐野市 | 25,303 | 13,844,712 |
| 富田林市 | 32,462 | 17,761,809 |
| 寝屋川市 | 67,838 | 37,118,033 |
| 河内長野市 | 34,956 | 19,126,418 |
| 松原市 | 35,557 | 19,455,260 |
| 大東市 | 32,021 | 17,520,513 |
| 和泉市 | 44,185 | 24,176,130 |
| 箕面市 | 33,780 | 18,482,962 |
| 柏原市 | 19,838 | 10,854,500 |
| 羽曳野市 | 32,317 | 17,682,471 |

| | 第1号被保険者数(人) (平成29年11月末現在) | 190億円を被保険者数に応じて均等割(円) |
|-------------|------------------------------|-----------------------|
| 摂津市 | 21,605 | 11,821,326 |
| 高石市 | 15,622 | 8,547,686 |
| 藤井寺市 | 18,036 | 9,868,523 |
| 東大阪市 | 136,418 | 74,642,057 |
| 泉南市 | 17,236 | 9,430,797 |
| 交野市 | 21,083 | 11,535,710 |
| 大阪狭山市 | 15,630 | 8,552,063 |
| 阪南市 | 16,859 | 9,224,519 |
| 島本町 | 8,309 | 4,546,327 |
| 豊能町 | 8,453 | 4,625,118 |
| 能勢町 | 3,804 | 2,081,385 |
| 忠岡町 | 4,796 | 2,624,165 |
| 熊取町 | 11,898 | 6,510,073 |
| 田尻町 | 1,987 | 1,087,201 |
| 岬町 | 5,977 | 3,270,357 |
| 太子町 | 3,732 | 2,041,990 |
| 河南町 | 4,765 | 2,607,203 |
| 千早赤阪村 | 2,338 | 1,279,253 |
| くすのき広域連合 | 91,511 | 50,070,880 |
| 大阪府計 | 2,345,329 | 1,283,263,068 |
| 全国計 | 34,724,954 | 19,000,000,000 |



何に使うか、どういう正の循環につなげていくか、よく考えておくことが重要。

保険者機能強化推進交付金のスケジュール



市町村向け評価指標の配点(全61項目)

○いわゆるプロセス指標が59項目、アウトカム指標は2項目のみ

I PDCAサイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築 8項目 計82点

- ① 地域包括ケア「見える化」システムを活用して他の保険者と比較する等、当該地域の介護保険事業の特徴を把握しているか
- ⑦ 認定者数、受給者数、サービスの種類別の給付実績を定期的にモニタリング(点検)しているか

II 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進

- (1)地域密着型サービス 4項目 計40点
- (2)介護支援専門員・介護サービス事業所 2項目 計20点
- (3)地域包括支援センター 15項目 計150点
 - ＜うち 地域包括支援センターの体制に関するもの 50点＞
 - ＜うち ケアマネジメント支援に関するもの 30点＞
 - ＜うち 地域ケア会議に関するもの 70点＞
- (4)在宅医療・介護連携 7項目 計70点
- (5)認知症総合支援 4項目 計40点
- (6)介護予防/日常生活支援 8項目 計80点
- (7)生活支援体制の整備 4項目 計40点

プロセス指標は59項目
配点592点！

アウトカム指標は2項目
配点20点のみ

総計
612点満点

(8)要介護状態の維持・改善の状況等 2項目 計20点

(要介護認定等基準時間の変化)

- ① 一定期間における、要介護認定者の要介護認定等基準時間の変化率の状況はどのようになっているか

(要介護認定の変化)

- ② 一定期間における要介護認定者の要介護認定の変化率の状況はどのようになっているか

III 介護保険運営の安定化に資する施策の推進

- (1)介護給付の適正化 6項目 計60点
- (2)介護人材の確保 1項目 計10点

○市町村向け評価指標には、評価項目の性質に応じて評価対象となる時期が設定

基本的には評価項目の性質に応じて、以下のとおり分類することとする。

①平成30年度の実績を問うもの

基本的に、評価指標については平成30年9月末時点での状況を10月に回答することとするため、仕組みの導入、周知等、年度の途中で実施を図ることが適当を考えられるものについては平成30年度の実績を問うこととする。

○対象となる指標例

Ⅱ 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進

(6)介護予防／日常生活支援

③介護予防・生活支援サービス事業における多様なサービスやその他の生活支援サービスの開始にあたり、生活支援コーディネーターや協議体、その他地域の関係者との協議を行うとともに、開始後の実施状況の検証の機会を設けているか。 等

②平成30年度の実績及び予定を問うもの

会議の開催等、半年の実績では難しいものは、平成30年度の予定でも可能とする。

○対象となる指標例

Ⅱ 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進

(1)地域密着型サービス

①保険者の方針に沿った地域密着型サービスの整備を図るため、保険者独自の取組みを行っているか。 等

③平成30年度又は平成29年度のいずれかの実績を問うもの／29年度実績のみ問うもの

「改善策を講じたか」「報告を行ったか」どうかを評価するもの等、「予定」で図るものが困難なものについては、平成29年度の実績を加味する。主に計画策定過程で行ったことを問うものもこれに当たる。

○対象となる指標例

I PDCAサイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築

③以下の将来推計を実施しているか。

・2025年度における(介護保険料／日常生活圏域単位の65歳以上人口／認知症高齢者数／独居高齢者数／必要な介護人材数)

④介護保険事業に関する現状や将来推計に基づき、2025年度に向けて、自立支援、重度化防止等に資する施策について目標及び目標を実現するための重点施策を決定しているか。

都道府県向け評価指標の配点(全20項目)

○いわゆるプロセス指標が17項目、アウトカム指標は3項目

I 管内の市町村の保険事業に係るデータ分析等を踏まえた地域課題の把握と支援計画 小計195点

- ①地域包括ケア「見える化」システムの活用等 各15点×4 60点
- ②保険者の取組の把握 各15点×5 75点
- ③保険者のニーズの把握 15点
- ④保険者への支援事業の企画立案 15点
- ⑤保険者支援の効果把握・評価・保険者との共有 15点
- ⑥2025年に向けた目標及び重点施策の決定 15点

II 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進 小計510点

- (1)保険者による地域分析、介護保険事業計画の策定 各10点×3 30点
- (2)地域ケア会議・介護予防
 - ①地域ケア会議関連 各10点×8 80点
 - ②一般介護予防関連 各10点×3 30点
- (3)生活支援体制整備事業 各10点×6 60点
- (4)自立支援・重度化防止等に向けたリハビリテーション専門職等の活用 各10点×7 70点
- (5)在宅医療・介護連携 各10点×11 110点
- (6)認知症総合支援 各10点×2 20点
- (7)介護給付の適正化 各10点×5 50点
- (8)介護人材の確保
 - ①推計と定量的な目標 各10点×2 20点
 - ②事業の実施 各10点×3 30点
- (9)その他の自立支援・重度化防止等に向けた各種取組への支援事業 10点

プロセス指標は17項目
配点705点！

アウトカム指標は3項目
配点120点
(平成30年度は20点)

総計
825点満点
(平成30年度は
725点満点)

III 管内の市町村における評価指標の達成状況による評価 小計120点

- ①管内市町村の評価指標の達成状況 I、II(1)~(9) 各10点×10 100点
- ②要介護認定等基準時間の変化 10点
- ③要介護認定の変化 10点

III①については、平成30年度は評価せず。

○都道府県向け評価指標にも、評価項目の性質に応じて評価対象となる時期が設定

基本的には評価項目の性質に応じて、主に以下のとおり分類することとする。

①平成30年度の実施予定を問うもの

基本的に、平成30年度の市町村に対する保険者機能強化支援に向けた取組み・事業の実施予定は、平成30年度の早い時期(6月頃)に問うこととする。(取組みの実績を問うものではない)

○対象となる指標例

Ⅱ 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進

(3)生活支援体制整備等

- ① 生活支援体制の整備に関し、市町村の進捗状況を把握し、広域的調整に関する支援を行うために必要な事業を行っているか。
 - ・ 研修等の実施により生活支援コーディネーターを養成している
 - ・ 市町村、NPO、ボランティア、民間事業者等を対象とした普及啓発活動を実施している
 - ・ 生活支援・介護予防サービスを担う者のネットワーク化のための事業を実施している
 - ・ 好事例の発信を行っている
 - ・ 市町村による情報交換の場を設定している
 - ・ 生活相談支援体制の整備に関する市町村からの相談窓口の設置等、相談・助言を行っている
 - ・ その他必要な事業を実施している(モデル事業や市町村の取組への財政支援等) 等

②平成29年度又は平成30年度のいずれかの実績を問うもの／29年度の実績のみ問うもの

地域課題の分析等、主に計画策定過程で行ったことについては、平成29年度の実績を問うこととする。一部、平成30年度における実績を問うものも、これに当たる。

○対象となる指標例

Ⅰ 管内の市町村の介護保険事業に係るデータ分析等を踏まえた地域課題の把握と支援計画

- ① 地域包括ケア「見える化」システムその他の各種データを活用し、当該都道府県及び管内の市町村の地域分析を実施し、当該地域の実情、地域課題を把握しているか。また、その内容を保険者と共有しているか。

※単に見える化システムのデータを共有しているだけでは課題把握とはいわない

- ・ 地域包括ケア「見える化」システムその他の各種データを活用し、地域分析を実施している
(単に地域包括ケア「見える化」システムのデータ等を閲覧するのではなく、分析が必要)
- ・ 有識者を交えた検討会を開催し、地域分析を実施している
- ・ 地域分析を元に、各市町村における課題を把握している
- ・ 現状分析や地域課題を保険者と共有している

平成30年度における保険者機能強化推進交付金(市町村分)について

(平成30年2月28日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡に書かれていること)

なお、保険者機能強化推進交付金(市町村分)の仕組みは、市町村の自立支援・重度化防止等の取組を支援するために創設されたものであり、こうした仕組みにより、各市町村において、地域課題への問題意識が高まり、地域の特性に応じた様々な取組が進められていくとともに、こうした取組が市町村の間で共有され、より効果的な取組に発展されていくことを目指していきたいと考えています。介護保険事業を担う、市町村、都道府県、厚生労働省が協働して、地域包括ケアシステムを発展させていくことが重要と考えています。

第2 保険者機能強化推進交付金(市町村分)の性格

保険者機能強化推進交付金(以下「交付金」という。)については、国、都道府県、市町村及び第2号保険料の法定負担割合に加えて、介護保険特別会計に充当し、活用することとする。

なお、交付金は、高齢者の市町村の自立支援・重度化防止等に向けた取組を支援し、一層推進することを趣旨としていることも踏まえ、各保険者におかれては、交付金を活用し、地域支援事業、市町村特別給付、保健福祉事業を充実し、高齢者の自立支援、重度化防止、介護予防等に必要な取組を進めていくことが重要である。

今回の保険者機能強化推進交付金の長所

- ① 調整交付金との相殺(インセンティブとディスインセンティブの組み合わせ)ではなく、独立した「加算」の制度として制度化されたこと。(特に保険者向け。)
- ② その上で、交付金(保険者向け)の用途も、「地域支援事業、市町村特別給付、保健福祉事業を充実し、高齢者の自立支援、重度化防止、介護予防等に必要な取組を進めていくこととされており、保険者が、保険者機能強化に向け、比較的自由に使えるようになっていること。
- ③ 評価項目の多くは、こういう取組を行っていけば、市町村の自立支援・重度化防止等が図られるだろうと考えられる取組を、きちんと評価しようとする観点から構成されていること。すなわち、単純に要介護認定率の高低を評価するような内容ではなく、保険者機能を発揮すべく、まじめに取り組んでいるところ(保険者の努力)が評価される仕組みとなっていること。

- 個々の評価指標についての妥当性や、配点や項目ごとのウェイト付けなどについての是非の議論はもちろんあるだろうし、今後、検証の上、適宜必要な見直しが必要だが、国が目指そうとしているところは、かなり「しっかりしている」のでは?
- また、そもそも、評価結果については、『公表』が予定されていることも忘れてはならない。

真正面から受け止め、しっかり取り組んでいくべきでは?